

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神代社家地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 3 年 3 月 1 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

規模縮小農家や離農希望農家については、農地調整を行い、新規就農者と集落営農組織よりカバーしていく。

6. 地域農業の将来のあり方

「自分の農地は自分で守る」の基本方針のもとで、集落営農組織を利用して水稻の期間借地を行い、集落営農組織で作業受託ができる体制を作っていきたい。集落営農組織はメインの機械はもたない。地区民はコミュニケーションがしっかりとれているため個々についてオペレーターをお願いしている。

農業機械のオペレーターを増やすために育成が急務であり、新規就農者の掘り起しなどを進める。